

2018年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、2018年度は、国民健康保険の財政運営の都道府県への移管、第7次医療計画、第7期介護保険事業計画等が同時にスタートする、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービスのトリプル改定が行われるなど、医療と介護、社会保障制度改革の節目の年になっています。

6月に発表された「骨太の方針2018」では、2019年度から21年度を「基盤強化月間」と位置付け、社会保障関係費の歳出削減を進める社会保障費抑制路線をこれまで通り継続し、19年10月から消費税率を10%に引き上げるとしています。

「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」、「医療・介護における『現役並み所得』の判断基準を現役との均衡の観点から見直す」、「高額療養費制度の負担上限額引き上げ」、「所得のみならず資産等の保有状況を適切に評価しつつ、『能力』に応じた負担を求める」ことを検討するなど、高齢者の負担増が課題となっていますが、さらに「消費税の増税」や「全世代」型の負担増が追求されています。

私たちは、今年39年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1、安心できる介護保障について

##### ★(1)介護保険料・利用料について

- ①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】低所得者の対策として、介護保険料の減免及び利用料の補助を実施しています。他市と比較しても劣っている状況ではありませんので、拡充は考えていません。

## ★(2)介護保険利用の際の手続き

介護保険利用の相談窓口専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【回答】介護保険利用の新規相談においては、地域包括支援センターの保健師を始めとした専門職を中心に、受付を実施しています。

## (3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】平成31年度に、認知症対応型共同生活介護施設が1ヶ所開設する予定です。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。

【回答】特別養護老人ホームを、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として重点化するため、平成27年4月から新規入所の対象者が原則要介護3以上の方に限定されています。ただし、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難である場合には、介護度1・2の場合でも特例入所を可能としています。

## ★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答】利用者の状況をアセスメントし、適切な支援及び必要なサービスを導入しています。

②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。

【回答】適切なサービスを提供できるよう、総合事業費の予算を確保しています。

## (5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】市内2箇所にもちかどサロンを設け、家に閉じこもりがちな高齢者の方が気軽に立ち寄れる場の提供をしています。平成28年度からは各サロンの自主事業として、ランチ会やカフェを実施して拡充を行っています。また、老人憩いの家を市内31箇所に設置し、老人クラブに管理運営費を支出しています。今後も地域で高齢者を支える街づくりとして、集える場所の提供への支援や協力を検討してまいります。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】住宅改修費、福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しています。高額介護サービス費について実施の予定はありません。

## ★(6)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】介護度のみでなく、障害高齢者自立度又は認知症高齢者自立度を合わせて状態を把握し、認定しています。要介護1以上の方は基本的に多くの方が対象となりえますが、こちらも上記状態にて判断し、認定しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請

書」を自動的に個別送付してください。

【回答】現在は広報やパンフレット、ケアマネジャーを通じて周知に努めています。なお、介護認定更新時の通知書には、その時点で対象となりうる状況の方に、案内チラシを同封して通知しています。また、認定書の交付については、従前から申請により交付しています。

## 2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答】減免制度の拡充につきましては考えていません。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】均等割は医療給付等の受益の対象となる被保険者に均等に賦課するものであり、18歳未満の子どもについても相応の負担をいただきます。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】資格証明書は発行していません。

★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答】国保税が一定期間滞っている世帯につきましては、納税相談を行うため、短期の保険証を交付することとなります。短期保険証の有効期限は6か月としています。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】一部負担金減免制度は実施済みです。周知につきましては広報、ホームページにて行っています。

⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。

【回答】高額療養費につきましては市のほうから該当者に対して申請書をお送りしております。該当者は送られてきた書類で申請していただくのみです。郵送での申請も可能です。

## 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】差押禁止財産については、『禁止財産』なので差し押さえていません。また、滞納者の実情をつかみ、納税相談に努め、分納等にも応じています。

## 4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】生活保護の申請権は侵害しないように配慮しています。また、生活保護が必要な人にはできる限り早急に支給することに努めています。その際、特に急を要する場合は、社会福祉協議会等他機関の貸付制度を紹介しています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】現在6名の現業員を配置しており、平成30年4月1日現在の生活保護受給世帯数に対する現業員標準数3名を大きく超えた配置となっています。県主催の研修や西三河近隣市で構成される事務研究会等に参加する中で知識及び相談スキルの向上を図り、個々の生活保護受給者の実情に即した適切な支援及び指導を行うよう努めています。

★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。

【回答】このような場合は、対象者に十分説明のうえ了承を得ながら事務を進める等、十分配慮するよう努めてまいります。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答】適正な保護の決定及び運用を図るため、生活保護法第28条及び第29条に基づき、申請者からの同意を得て資産等の調査を実施しております。

⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。

【回答】現在、ポルトガル語対応のパンフレットを作成し、窓口で配布しています。また、通訳（ポルトガル語対応）を配置して、外国人からの窓口や電話相談に対応しております。

## 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】現行制度を存続する方針です。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】現行制度の拡大は考えていません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】精神障害者手帳1・2級所持者の一般疾病について、市単独事業で助成対象としております。また、自立支援医療(精神通院)対象者についても、市単独事業で自立支援医療を適用した精神科の医療費を助成対象としています。

④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

## 6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答】従前から実施しており、平成30年度においては3名が看護師を目指しております。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【回答】準要保護児童生徒の認定基準の見直しを平成26年4月1日に行い、対象者を生活保護基準の1.2倍以下の世帯までとしました。「要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者」とし、民生委員の意見や家庭の諸事情を考慮し、総合的に判断しています。年度途中の申請については、随時、市広報、ホームページ、学校等を通じ周知を行っております。新入学用品費の支給については、平成31年4月の新入学児童生徒から入学前支給を行ってまいります

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答】学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費以外に要する経費、いわゆる食材費は、保護者負担とされていますので、給食費の無償化や減額は考えていません。多子世帯などで給食費の支払いが困難な世帯には就学援助をすすめています。

(3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答】通園・通学・通所・通勤に利用については、通年かつ長期にわたる場合は利用できませんが、一定の期間で終了が見込まれる場合は、状況に応じて利用できる場合があります。

③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】利用者負担につきましては、課税世帯がサービス量と所得に応じた負担となっているため、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。

【回答】基本的には必要としているサービスが、介護保険サービスにより受けることができるか判断しますが、利用者の状況に応じて適切に判断します。始めに介護保険担当にて、介護認定を行っていただき、その後障害福祉担当より障害者本人の状況や意向を確認したうえで、本人及び家族に制度説明を行っています。

⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

## 8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】流行性耳下腺炎やロタウイルスワクチンなどの任意予防接種の助成は、現在予定していません。近隣の助成の実施状況を見ながら検討していきます。また、麻しん予防接種の助成につきましても、任意接種ですので、現在助成は予定していません。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】現在、生活保護世帯の方、市民税非課税世帯に属する方については、費用を免除しています。費用の引き下げは考えていません。また、任意予防接種事業は行っておらず、今後行う予定はありません。

## 9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【回答】現在、産婦健診は1回の受診票を発行し助成しています。健診の内容も見直しをされたところで、その必要性などから、2回の拡充については、現在予定はありません。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】妊婦歯科健診の受診率は約3割にとどまっています。まずは、妊婦歯科健診の受診率の向上に努めていきますので、産婦歯科健診の実施は予定していません。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】現在、常勤、臨時職員各1名の歯科衛生士を配置しています。

## 【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。

【回答】御意見としてお聞きします。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

【回答】御意見としてお聞きします。

③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳から先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【回答】御意見としてお聞きします。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。

【回答】御意見としてお聞きします。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点の国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

#### (1)福祉医療制度について

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】御意見としてお聞きします。

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】御意見としてお聞きします。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

【回答】御意見としてお聞きします。

#### (2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

【回答】御意見としてお聞きします。

以上